

幕民町環指令第138号

平成21年7月14日

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目3番地

氏 名 大洋清掃企業組合

代表理事 岡谷内 武

平成21年7月14日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 岡田 和 夫



記

|                     |                   |   |
|---------------------|-------------------|---|
| 事業の範囲               | 収集・運搬・中間処理・最終処分の別 | 収集・運搬   |
|                     | 取り扱う一般廃棄物の種類      | 家庭系一般廃棄物<br>事業系一般廃棄物  |
| 営業所の所在地及び名称         |                   | 中川郡幕別町札内中央町330-50<br>大洋清掃企業組合 札内支店  |
| 許 可 期 間             |                   | 平成21年 8月 1日から<br>平成23年 7月31日まで  |
| 一般廃棄物の収集を行うことができる区域 |                   | 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する区域（幕別地域）  |
| 許可条件                | 収集した廃棄物の搬入場所      | 帯広市西24条北4丁目1番地5<br>十勝環境複合事務組合 くりりんセンター  |
|                     | その他               | ① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること<br>② 関係法令を遵守すること<br>③ 収集は分別収集とすること<br>④ 収集車に指令番号を表示すること |